

大洲市農業委員会定例総会議事録

[illegible]

事務局（局長）	ただいまから、令和８年第６回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたりまして、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。
会長	（会長挨拶）
事務局（局長）	ただいまから議案審議に移ります。会議規則第３条により幸野会長に議事進行をお願いいたします。
議長（会長）	これより本日の会議を開きます。 出席委員は農業委員19名中15名、推進委員20名中20名で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。 本日、４番藤田秀美委員、13番矢野正祥委員、31番上満啓司委員、33番坂幹幸委員から欠席の報告を受けております。 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。 まず、日程第１、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に35番堀内保宏委員と37番細井敏江委員を指名いたします。 次に、日程第２、書記の指名を行います。 本日の会議の書記に、事務局の菊地主任専門員を指名いたします。 それでは、日程第３、議案審議に入ります。 まず、議案第38号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局（専門員）	議案第38号農地法第３条の規定による許可申請について説明します。議案書１ページ並びに議案説明資料２ページから３ページを併せてご覧ください。 １番、菅田町宇津の田２筆1,589平方メートルについて、譲受人が経営規模拡大を図るため申請地を取得するものです。所有権移転後は水稻を栽培する計画です。農業は譲受人本人が年間を通して従事します。 ２番、肱川町大谷の畑１筆790平方メートルについて、譲受人が経営規模拡大を図るため申請地を購入するものです。所有権移転後はタケノコを栽培する計画です。農業は譲受人本人が年間を通して従事します。 以上２件のご審議をよろしくをお願いいたします。
議長（会長）	ただいま事務局より説明がありましたが、まず地元委員より報告を受けたいと思います。 １番。
12番	１番案件についてご説明します。議案説明資料は、２ページを参考にしてください。１番案件は贈与による所有権移転です。申請地は菅田コミュニティセンターから南東へ約２キロメートルの所にある農地です。先月19日に事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。譲受人は、現在も水稻、野菜などを栽培しており、今後も引き続き年間を通じて農業に従事していくとのことですので、耕作管理に問題ないと考えます。調査結果については議案説明資料に記載のとおりで、農地法第３条第２項の第１号関係から第６号関係までの規定に該当する事項はありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）	2 番
34番	2 番案件についてご説明します。議案説明資料は3 ページを参考にしてください。2 番案件は売買による所有権移転です。申請地は大谷コミュニティセンターから南東へ約1 キロメートルの所にある農地です。先月19日に事務局職員と現地確認を行いました。申請地は竹が繁茂しておりしばらく耕作されていない状況ですが、今後譲受人が整備していくとのことです。譲受人は現在も養鶏や野菜などを栽培しており、今後も引き続き年間を通じて農業に従事していくとのことです。耕作管理に問題ないと考えます。調査結果については議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、議案第39号農地法第3条の規定による許可の取消しについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局（専門員）	議案第39号農地法第3条の規定による許可の取消についてをご説明します。議案書2 ページをご覧ください。 1 番、春賀の土地合計5 筆です。当該申請につきましては、令和6 年第10回定例総会に議案上程しまして許可をいただいておりますが、実際の所有権移転に関し契約の不履行があったと、譲受人より申し立てがありました。その後双方で協議をしていただき、今回連名での取消願が提出されましたので議案上程いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を願いのとおりやむを得ないものとして許可取り消しとすることにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は願いのとおり許可取り消しとすることに決定いたしました。 次に、議案第40号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（主任専門員）

議案第40号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。議案書3ページ並びに別紙議案説明資料の4ページからを併せてご覧ください。

1番、米津の土地2筆合計84平方メートルの案件は、譲受人が土木建築工事業を営む会社ですが、事業拡大に伴い既存の事務所、資材置場、露天駐車場等では支障を来すため、申請地を取得して資材置場、露天駐車場等を拡張するものです。農地区分は、大洲市中心部から北に約6.8キロメートルのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料4ページをご確認ください。なお、本申請地には一体利用地とともに資材置場、倉庫が建築されており、譲渡人から始末書が提出され、亡父の時代のことであるが申し訳ないとのこととありますので追認していただきますようお願いいたします。

以上1件でございます。ご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ただいま事務局より説明がありましたが、まず地元委員より報告を受けたいと思います。

1番。

22番

それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の4ページから6ページを参考にしてください。本件は、令和7年10月に開催されました第10回定例総会の議案第62号農業振興地域整備計画の変更におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件となっております。調査結果は第10回定例総会でご説明しましたとおり、立地条件、一般基準においては、どちらもその時の状況と変わっておりませんので、調査報告書記載のとおり問題ないものと思われれます。また、第4号の周辺農地等への影響につきましては、申請地の南側から西側は河川区域であり、また近隣土地所有者の同意も得ておられ、各項目につきまして適当と思われることから問題ないものと思われれます。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また違反転用に関しましては、譲渡人より始末書が提出され反省しているようでありますので、追認許可はやむを得ないものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として、送付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として、送付することに決定いたしました。

次に、議案第41号納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（主任専門員）	議案第41号納税猶予に係る引き続き農業を行っている旨の証明についてご説明申し上げます。租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に基づき、贈与税または相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために、3年ごとに税務署に贈与税または相続税の納税猶予の継続届出書を提出する必要があります。この議案は、申請者が引き続き農業経営を行っていることを証明することについてご審議いただくものです。 1番は若宮の申請人です。申請農地は若宮にあります5筆で、合計3,852平方メートルになります。納税猶予の種類は相続税となっており、相続日は平成19年8月16日となっております。対象の農地につきましては耕作管理されておりました。以上1件です。ご審議よろしく申し上げます。
議長（会長）	ただいま事務局より説明がありましたが、まず地元委員より報告を受けたいと思います。 1番。
2番	それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の7ページを参考にしてください。申請地は7ページの位置見取図のとおり、JR伊予大洲駅から約190メートルから260メートル以内に点在する農地5筆になります。申請人は露地野菜を主体とした農業をしております。5月22日に事務局担当者と現地確認を行い、畑の5筆のうち2筆で果樹等を、3筆で露地野菜を栽培しているのを確認しております。納税猶予を受けている農地を利用し農業経営を行っていることから、この証明書の交付については問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特に、ご質疑もないようですので、この証明願の土地については引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに、ご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、この証明願の土地については引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。 次に、議案第42号農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題といたします。 本件につきましては、〇〇委員及び〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員及び〇〇委員の退席を求めます。 （〇〇委員、〇〇委員退席）
議長（会長）	事務局の説明を求めます。

事務局（専門員）	議案第42号農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてご説明します。議案書5ページから30ページをご覧ください。本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、大洲市長より農業委員会に対して農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりです。今回の概要は、利用権設定の内、賃貸借の件、筆数が28件52筆、利用権設定76,792平方メートル、使用貸借の件、筆数が22件84筆、利用権設定64,568平方メートルで、議案書29ページに記載のとおり、利用権設定の件、筆数が50件136筆、利用権設定の総面積は141,360平方メートルです。 続きまして所有権移転の案件です。議案書は、30ページをご覧ください。1番2番は同一案件です。菅田町菅田の田について効率的な農業経営を行うため、えひめ農林漁業振興機構が仲介し売買により農地を取得するものです。面積は396平方メートルです。利用目的は水稻です。以上所有権移転の件、筆数は議案書30ページに記載のとおり、えひめ農林漁業振興機構が仲介しているため2件4筆、総面積は792平方メートルです。 問題なければ意見について特になしと回答することとしたいと考えております。議題についての説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長（会長）	ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。
委員	13ページのこれは親子関係ですか。
農業振興課(主事)	おっしゃるとおり、この2人は親子関係となっております。
議長（会長）	その他ないでしょうか。
委員	（意見なし）
議長（会長）	特にご意見もないようですので、本案を原案のとおり意見なしとして決定することにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり意見なしとして市長へ答申することに決定いたしました。 それでは、〇〇委員及び〇〇委員の入場を許可します。 （〇〇委員、〇〇委員入場）
議長（会長）	以上で本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることいたします。